

教育委員会定例会議事日程

令和元年12月9日(月)午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

学校ピンポイント天気予報の活用について

3 審議案件

教委第43号議案 横浜市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規程の制定について

教委第44号議案 横浜市いじめ問題専門委員会委員及び臨時委員の任命について

教委第45号議案 教職員の人事について

教委第46号議案 教職員の人事について

教委第47号議案 教職員の人事について

教委第48号議案 教職員の人事について

4 その他

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

○12/6 本会議（第1日）議案上程・質疑・付託

2 市教委関係

（1）主な会議等

○11/18 スクールミーティング

○11/19～21 クラシックバレエ鑑賞会「心の教育 バレエの世界」

○11/29 横浜サイエンスフロンティア高等学校創立10周年記念式典

○12/7 いじめ防止市民フォーラム

（2）報告事項

○学校ピンポイント天気予報の活用について

3 その他

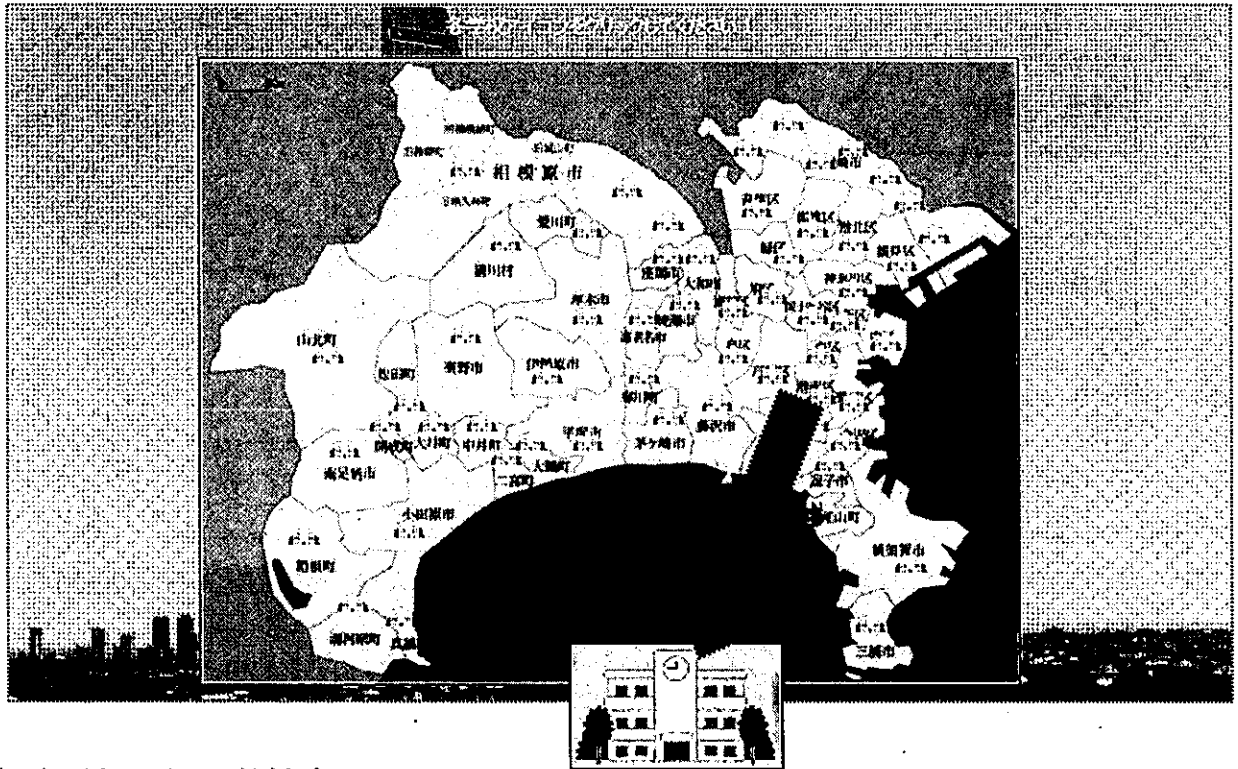
学校ピンポイント天気予報の活用について

1 目的

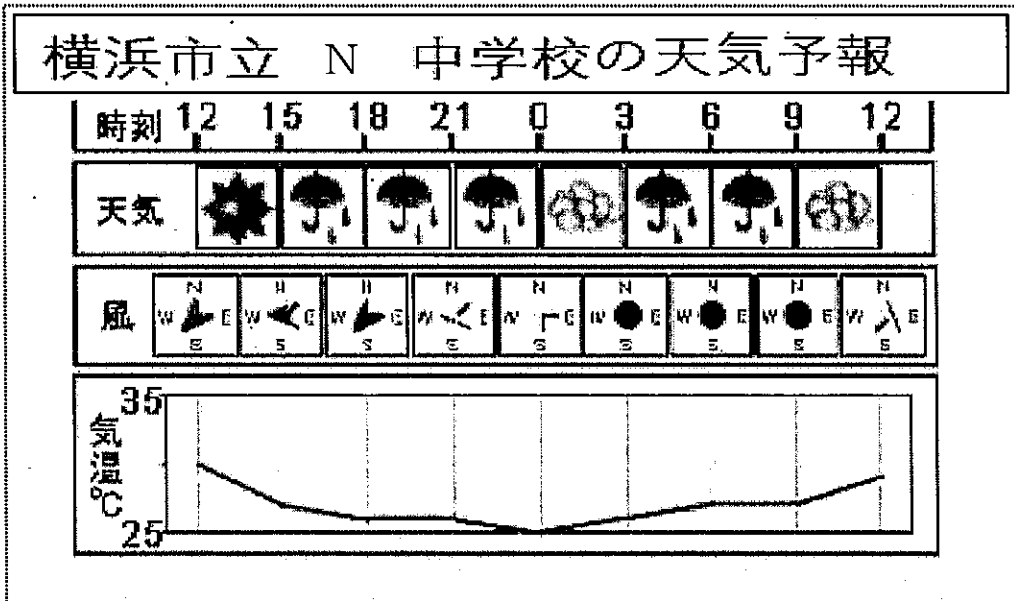
育成課で行っている大学連携を通して、横浜国立大学教育学部気象学研究室と協働し、学校別の気象情報が活用できるようになりましたので、全市立学校に周知すると共に、教育委員会にもご報告いたします。

2 方法

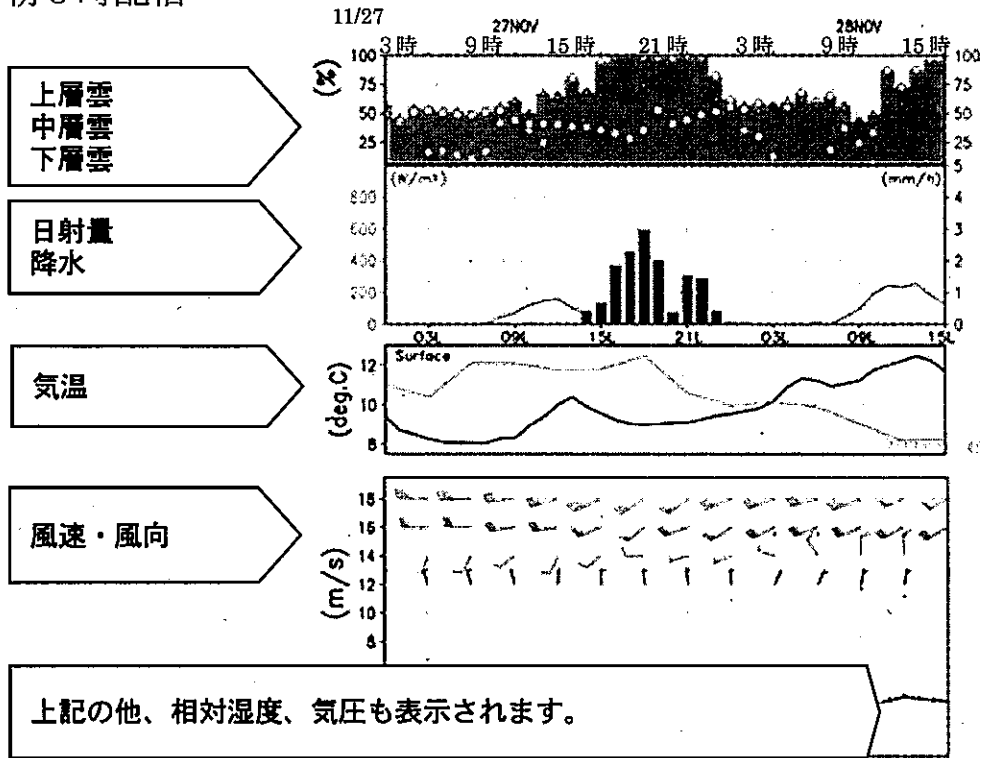
(1) 『学校ピンポイント天気予報』と検索



(2) 地図上の学校名をクリック

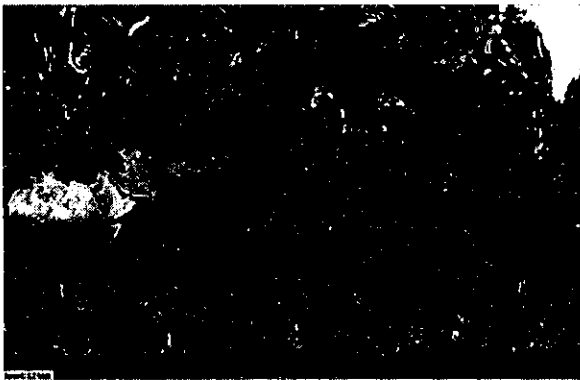


◇学校毎の精密（1時間毎）な天気予報データ（3日先まで）を
毎朝5時配信

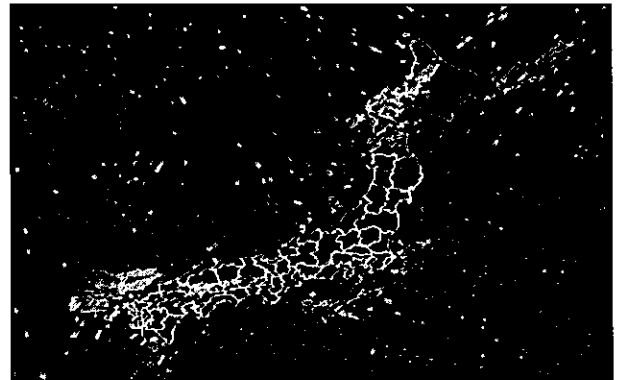


3 学校へのメリット

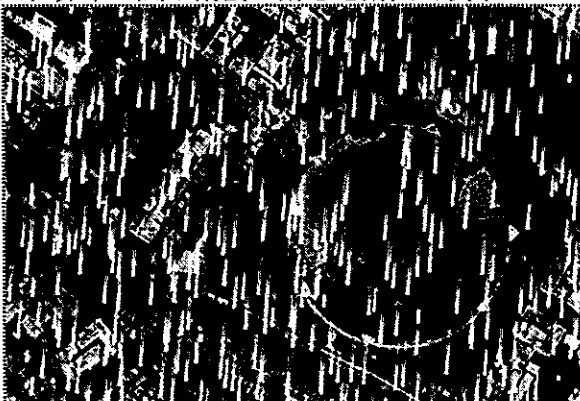
- ・行事計画や防災の参考資料
- ・理科や社会の気象・防災教育等の教材として活用



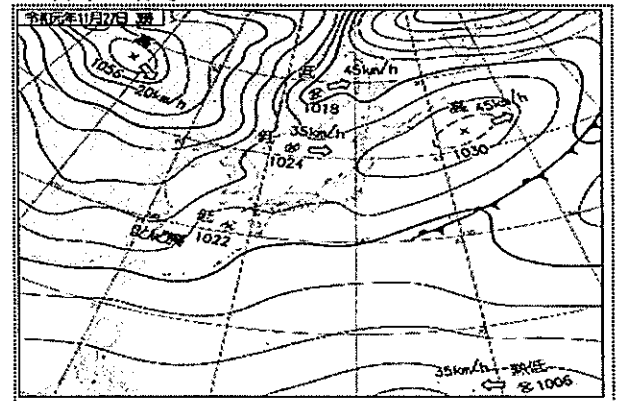
※世界中の風や雨雲の動きを動画で表示



※日本の様子



※まちごとの天気情報も表示



※1年間の天気図を分析することも可能

教委第 43 号議案

横浜市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規程の制定
について

横浜市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規程を次のように制定
する。

令和元年 12 月 9 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

会計年度任用職員の任用に関する規則（人事委員会規則）の規定に基づき、会計年度任用職員の任用等について、必要な事項を定めるため、横浜市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規程を制定したいので提案する。

横浜市教育委員会達第 号

横浜市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規程を次のように定める。

令和元年 月 日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

横浜市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、会計年度任用職員の任用に関する規則（令和元年9月横浜市人事委員会規則第5号。以下「任用規則」という。）の規定に基づき、横浜市教育委員会の会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の会計年度任用職員をいう。以下同じ。）の任用等について、必要な事項を定めるものとする。

(採用)

第2条 会計年度任用職員は、任用規則第5条及び第9条に基づき、職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者のうちから、選考により教育委員会が任命する。

2 選考は、公募によることとする。

3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、公募によらずに選考をすることができる。

(1) 前年度に設置されていた職と同一の職務内容の職が設置され、前年度に当該職に任用されていた者を当該職への任用の選考の対象とする場合において、前年度の当該職におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができると教育長が認める場合

(2) 公募を行った結果、応募者がいなかった場合又は公募選考の結果、当該職に係る適性を有する者がいなかった場合若しくは適性を有すると認められた者が採用を辞退し、かつ、他の採用候補者がいない場合

(3) その他職務の性質等から、公募により難しいと教育長が認める場合

4 前項第1号の規定による公募によらない任用（以下「公募によらない再度任用」という。）は、4回を上限とする。

5 公募によらない再度任用は、第3項第1号の規定により能力の実証を行い、結果が良好である場合に、認めるものとする。

6 教育長は、会計年度任用職員の任用状況について、総務局長に対し、定期に報告するものとする。

(条件付採用期間の延長)

第3条 任用規則第10条の規定に基づく条件付採用の期間の延長については、会計年度任用職員が条件付採用期間の1月間において実際に勤務した日数が15日に満たない場合において、その日数が15日に達するまでその条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、当該会計年度任用職員の任期を超えることとなる場合においては、この限りでない。

(依願退職)

第4条 任用期間の満了を待たずに退職を希望する場合には、会計年度任用職員は、原則として退職を希望する日の1箇月前までに、教育委員会に願い出なければならない。

(実施細目)

第5条 この規程に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用等の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この達は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この達に基づき会計年度任用職員を職に任命するために必要な行為は、この達の施行前においても行うことができる。

(再度の任用)

3 この達の施行の日前に設置された特別職の非常勤の職のうち、教育長が別に定める職については、第2条第3項第1号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。

4 前項の教育長が別に定める職に任用されている職員が、能力の実証の結果、会計年度任用職員の職に任用された場合、その任用は、第2条第4項の公募によらない再度任用の回数には含めない。

5 第2条第4項及び前項の規定にかかわらず、第3項の教育長が別に定める職に任用されている職員のうち、教育長が必要があると認める職に任用されている職員の公募によらない再度任用については、別に定める。

横浜市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規程の制定について

1 趣旨

地方行政の重要な担い手として増加傾向にある非常勤職員について、適正な任用・勤務条件を確保することを目的として地方公務員法などの法律が改正され、令和2年4月から施行されます。

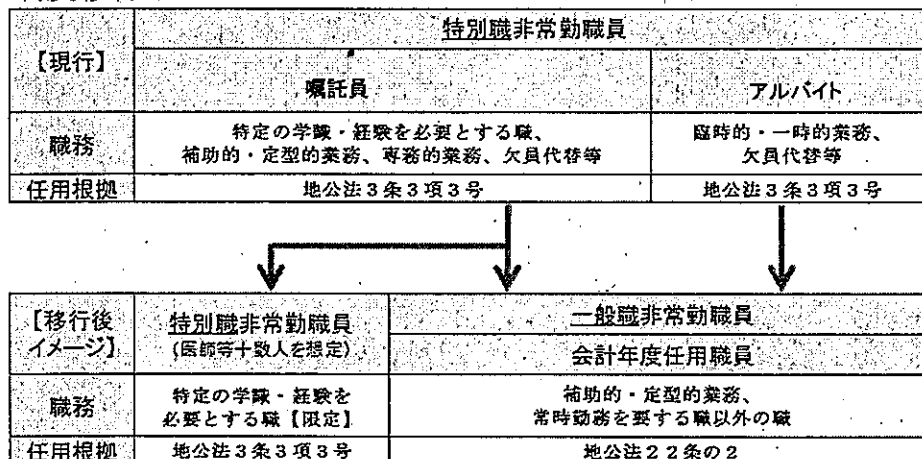
それに伴い職員の任用に関して、会計年度任用職員の任用に関する規則（人事委員会規則）が制定されました。当該規則において、「この規則の実施について必要な事項は、任命権者が別に定める。」と規定されているため、横浜市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規程を制定します。

【制度改正の経過・予定】

任用関連	給与等勤務条件関連
地方公務員法及び地方自治法の改正 (公布：平成29年5月17日、施行期日：令和2年4月1日)	
【人事委員会】 ・会計年度任用職員の任用に関する規則（令和元年9月11日制定）	【総務局】 ・給与条例をはじめとする関係条例制定・改正（令和元年第3回市会定例会）
【教育委員会】 ・横浜市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規程	【総務局】 ・横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年12月制定予定） ・横浜市会計年度任用職員の勤務時間、休暇に関する規則（令和元年12月制定予定）
【教育委員会】 ・横浜市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規程の運用等について（通知）	〈学校〉【教育委員会】 ・横浜市立学校会計年度任用職員の休暇に関する規則（令和2年1月制定予定）
〈事務局〉【総務局】 ・会計年度任用職員事務運用マニュアル 〈学校〉【教育委員会】 ・横浜市立学校非常勤講師等の任用等に関する要綱等（職ごとに制定）	〈事務局〉【総務局】 ・給与等勤務条件関連の要綱 〈学校〉【教育委員会】 ・横浜市立学校会計年度任用職員に関する就業要綱

2 会計年度任用職員について

(1) 制度移行イメージ



(2) 変更後の制度の主な例

任用	・公募により、客観的な能力実証を行う ・任期：会計年度ごと ・年齢制限：なし ・公募によらない再度の任用あり
条件付採用	・採用後1月間良好な成績で職務を遂行すると正式採用
人事管理	・法律、条例による分限、懲戒の対象 ・人事考課の対象
職務上の義務	・法律等及び上司の職務上の命令に従う義務 ・職務に専念する義務
身分上の義務	・信用失墜行為の禁止 ・秘密を守る義務 ・政治的行為の制限 ・争議行為等の禁止
報酬	・職の困難度等に応じ段階別の報酬設定 ①横浜市立学校会計年度任用職員 事務・技能：3段階、資格・専門職等：3段階、教育職員：4段階（その他特殊な職は個別に設定） ②上記①以外 事務・技能：6段階、資格・専門職：6段階（その他特殊な職は個別に設定） ・勤務条件によって期末手当を支給

3 制定する規程の主な内容

(1) 採用

- ア 会計年度任用職員は、選考により教育委員会が任命し、選考は原則公募による（第2条第1項、第2項）
- イ 公募によらない選考を行うことができる条件（第2条第3項）
- (ア) 前年度と同一の職に、前年度に任用されていた者を選考の対象とする場合に、前年度の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができると教育長が認める場合
- (イ) ①公募を行った結果、応募者がいなかった場合、②公募選考の結果、当該職に係る適性を有する者がいなかった場合又は適性を有すると認めた者が採用を辞退し、かつ、他の採用候補者がいない場合
- (ウ) 職務の性質等から、公募により難いと教育長が認める場合
- ウ 公募によらない任用は4回を上限とする（第2条第4項）
※学校技能嘱託員及び学校司書の公募によらない任用回数については別途定める（附則第5項）

(2) 条件付採用期間の延長

1月間の実際の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用の期間を延長する（第3条）

(3) 依願退職

任用期間満了前に退職を希望する場合は、原則として退職を希望する日の1箇月前までに、教育委員会に願い出なければならない（第4条）

4 施行期日

令和2年4月1日

5 今後の予定

	横浜市立学校会計年度任用職員	横浜市立学校以外の会計年度任用職員
令和元年 ～12月	・任用規定制定及び運用の詳細に関する通知	
		・所管課及び本人向け周知
令和2年 1月～	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市立学校会計年度任用職員の休暇に関する規則制定 横浜市立学校非常勤講師等の任用等に関する要綱等（職ごとに制定）制定 学校及び本人向け周知 新制度に基づく任用手続き実施 	・新制度に基づく任用手続き実施
令和2年 4月～	・会計年度任用職員として勤務開始	

※参考 令和元年度の教育委員会の非常勤嘱託員・アルバイト等の状況

区分 (人数)	職種の数	主な職種
非常勤嘱託員 (約700人)	60種超	<p>【学校】 学校技能嘱託員 等</p> <p>-----</p> <p>【事務局】 学校支援員、教職員研修等支援員、授業改善支援員、学校連携・こども担当嘱託員、学校給食費管理嘱託員、文化財担当嘱託員、障害者雇用嘱託員 等</p>
アルバイト等 (約7100人)	70種超	<p>【学校】 非常勤講師、非常勤事務職員、非常勤栄養職員、スクールサポート、職員室業務アシスタント、学校司書、理科支援員、部活動指導員、部活動指導外部指導者、国際理解教室外国人非常勤講師、日本語講師、プレクラス指導員、外国語補助指導員、英語指導助手、スクールカウンセラー、学校給食調理員アルバイト、学校用務員アルバイト 等</p> <p>-----</p> <p>【事務局】 事務アルバイト（育休代替、病休・休職代替、繁忙対応等）、図書館アルバイト（貸出、返却カウンター業務の補助等） 等</p>